議案第　５５　号

太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について

太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和８年　９月１８日　提出

太宰府市長　髙　原　　清

理　由

特別職の給与を時限的に定めることに伴い、条例を制定する必要が生じたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の特例に関する条例

（令和　　年　　月　　日
条　　例　第　　号）

太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 39 年条例第 148 号）別表第２の規定にかかわらず、市長においては令和８年 10 月から同年 12 月まで、副市長及び教育長においては令和８年 10 月の給料月額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額を支給する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の特例に関する条例の廃止）

２　太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の特例に関する条例（平成４年条例第 19 号）は、廃止する。